

訪問サービス等利用者 負担額助成について (ご案内)

介護保険の訪問サービス等を利用するとき、以下の要件を満たすことを証する本市発行の助成対象者認定証を提示すると、利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金受給権者等は2分の1)が助成されます。
なお、助成額は、申請により対象者又は事業者に支給されます。

1 対象者 ※生活保護受給者は対象外

市町村民税非課税世帯に属する方で次の要件を全て満たす方のうち、生計が困難な人として市が認めた方。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
※「非課税収入(生命保険を含む)」や「仕送り」等を含む
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

2 認定証交付申請に必要なもの

(有効期間：令和7年8月1日以降分について)

- ・ 申請書・同意書・収入等申告書・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・ 世帯全員の年間収入等を証する書類
(源泉徴収票、年金支払通知書、給与支払明細書 など)
- ・ 世帯全員のすべての預金通帳の写し(令和6年1月1日～申請時)
- ・ 国民年金証書又は証書預証(受給権者のみ)
- ・ マイナンバー確認のための書類(マイナンバーカードなど)
- ・ 来庁者の本人確認書類(運転免許証など)

※申請は介護保険課及び各支所の介護保険担当窓口や郵送でも受付可

介護保険を動画で検索 できます！

鹿児島市介護保険課のYouTubeで
約30秒の動画を公開中



〈動画の例〉

- 介護認定の流れ
- 各種申請について
- 保険料の納め方

3 助成の対象となる訪問サービス等

介護サービスの種類(予防を含む)	軽減対象費用
訪問入浴介護	サービス利用料
訪問看護	サービス利用料
訪問リハビリテーション	サービス利用料
居宅療養管理指導	サービス利用料
通所リハビリテーション	サービス利用料、食費
短期入所療養介護	サービス利用料、食費、滞在費
福祉用具貸与	サービス利用料

※ 短期入所療養介護に係る食費及び滞在費の助成については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限りです。

問い合わせ先 鹿児島市介護保険課 給付係
☎099-216-1280(直通)